

上田西部地域協議会会議録

日時 平成 18年 10月 2日(月) 午前 10時から午後 0時 20分

場所 上田市西部公民館大ホール

出席委員 表委員、金井委員、小林委員、菅沼委員、鈴木委員、竹内委員、中沢委員、野口委員、原委員、藤澤委員、松本委員、丸山委員、宮尾委員、宮下委員、村山委員、母袋委員、森泉委員、横沢委員、和田委員

欠席委員 柘津委員

市側出席者 母袋市長、小林上田地域自治センター長、原沢自治振興課長、小宮山自治振興課課長補佐、柳沢主査

1 開会

(原沢自治振興課長)

本日は、上田西部地域協議会を開催しましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

進行を務めさせていただきます自治振興課長の原沢です。よろしくお願いします。ただ今から第1回上田西部地域協議会を開催させていただきます。

2 委嘱書交付

(原沢自治振興課長)

はじめに委嘱書の交付を行います。

市長が皆様の席へお伺いし、直接お渡しいたしますのでよろしくお願いいたします。

- 各委員に委嘱書の交付が行われる。 -

3 市長あいさつ

(自治振興課長)

続きまして、母袋市長よりごあいさつを申し上げます。

(母袋市長)

おはようございます。本格的な秋の季節を迎えております。

まず皆様それぞれの立場で、ご健勝、ご活躍のこととお慶び申し上げます。

本日は、第1回目の上田西部地域協議会を開催しましたところ、委員の皆様にはお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございました。ただいま御委嘱を申し上げたところでございますが、このたびは、地域協議会の委員として快くお引き受けいただき、重ねて感謝申し上げますと存じます。

3月6日合併して早くも半年が過ぎました。市民の皆様の御理解、御協力によりまして、お陰様で市政は滞りなく順調に推移をいたしております。

多くの課題を抱える新市でございます。積極的に私共も取り組んでまいりたいこのように考えております。今回の新設対等合併でございましたが、実現するまでには、大変紆余曲折があったことはご案内のとおりであります。新市におきましては、いろいろな経過はありますが、私も去る市長選において、私のマニフェストという形で示させていただいておりますが、基本理念の中に2つございます。1つが生活者起点、主人たる市民の皆様でございます。そしてもう1つは地域経営という言葉を使っております。これは、単に運営するということから一步踏み込んで、マネジメント、経営という視点が大事ということで、基本理念の1つといたしました。キャッチフレーズとして、健康元気都市新生上田の創造と挑戦ということのスローガンに、こういう過程にあっては市民の皆様との協働によることが何より大切だとしているわけでございます。

またマニフェストの中、五つの約束、また50の具体策を示してございますが、五つの約束の一つに地域(まち)「地域が健康で元気なまち創り」というフレーズがございます。これまで以上に地域住民の皆様が主体となった地域づくり、あるいはさまざまな団体がございます。NPOや地域づくり団体、そういった皆様との協働による市民力を結集して立ち向かっていかなければいけない。

こうした地域の皆さんの声を集約するステージの一つとして、この地域協議会を市の条例という形で設置し、新市の中で協議会を位置づけてまいります。これまでも武石、上田中央、神科・豊殿そして上田西部4つめの立ち上げでございます。

地域協議会は、政策づくりの段階から住民が参画し、協働したまちづくりを進める機関でございます。地域の重要事項に対する意見を聞くことによって、それぞれの地域の個性を生かしながら、もってまとまりを大切にしながら新市全体の発展を目指してまいりたいというものです。

新上田市におきましては、これまで歴史の中でそれぞれ積み上げてきた地域のまとまり、コミュニティ活動をよりいっそう大切にし、幅広い視野と様々な能力を持った地域住民の主体的な活動を支援してまいりたい。そのことによって、地域全体の発展を目指す新たな制度設計として設けましたこの分権型自治による新たな地域経営方式を構築してまいりたいと思っております。このことが、新市全体の元気につながる地域づくりを進めることが重要であります。

さらに地域のことは地域で解決するという住民自治を進める上で、地域協議会の役割は大変重要であると認識しておりまして、私ども市の立場からも大きな期待を寄せているところでございます。

しかしながら、これら制度は初めての運営であります。運営につきましては若干の試行錯誤という一面もあろうかと思っておりますが、今後の段階におきまして、修正す

べきものが出てきましたら、謙虚に承りながら修正をしてみたいと考えております。

様々な分野の皆様にご委員をお願いしたところでありますが、これまでの活動の経験を十二分に発揮していただくための創造的なご意見を賜りたい。そしてそのことによって、新上田市が多彩な市民力と多様な行動力で、輝く上田、美しい上田となるよう御協力をお願い申し上げます。

4 自己紹介

(自治振興課長)

本日は初めての会議でございますので、自己紹介をお願いしたいと思います。時間の都合もございますので、簡潔にお願いいたします。

〔各委員 自己紹介〕

〔職員 自己紹介〕

5 合併の経過と地域協議会の位置付けについて

(原沢自治振興課長)

続きまして、5番合併の経過と地域協議会の位置付けについて、と6番地域協議会の概要と任務等について確認の意味も含めまして、一括ご説明申し上げます。

資料1の合併の経過と地域協議会の位置付けについてであります。まず地域自治センターと地域協議会ということでありまして、合併の経過、任意合併協議会における検討経過ですが、平成14年12月4市町村による任意合併協議会を設置し、地域審議会の設立の検討を始めたところでありまして、平成15年8月に策定した新市将来構想では、住民と行政との協働の推進組織として位置づけをしております。当初、7地域の設置を検討しておりまして、旧市町村と豊殿、塩田、川西と上田地域の7地域に設置を検討いたしました。

次に法定合併協議会における検討経過についてでございますけれども、平成16年に法定合併協議会を設置いたしまして、その中で地域自治センター検討小委員会において、地域協議会について検討をされたところであります。

地域審議会、地域自治区、特例自治区の制度について、いろいろな視点で検討がされたところです。最終報告の中では、法に基づく3制度は採用しないということで、市の独自の制度として条例で定めていく方針が確認され、市の附属機関として条例で設置をしたわけでありまして、合併特例法の地域協議会、地方自治法の地域協議会を包括する形で、今回市の附属機関として設置をしたところであります。

次に資料の2ページですが、(3)の新市発足後から設立までの経過であります。3

月 6 日に新市が発足したわけでありまして、発足と同時に上田市の地域自治センター条例を定めたところであります。その後、6 月議会にセンター条例の中に地域協議会の部分を加えて改正したところであります。同時に具体的な部分については、協議会の規則で規定したところであります。

7 月に公募委員を募集し、8 月に選考委員会で、委員構成を決定したところであります。

次に、地域自治センターと地域協議会の位置付けについてであります。地域自治センター構想策定の背景ということでありまして、少子高齢化といった時代背景、あるいは厳しい財政状況そういった背景の中で持続的な発展をしていく必要があるということでありまして、その中で、地域住民のニーズに的確に対応できる体制の構築が必要である。地域のまとまりを大切にしながら、地域全体の発展を目指す分権型合併の検討が必要である。合併を進めるにあたっては、周辺がさびれるといった住民の不安や懸念への対応、また住民と行政の協働、合併による行政の効率化、スリム化を図るという視点も踏まえ検討、こうした課題に対応するために、合併協議の中で、センター構想を提唱してきたものです。

3 ページをお願いします。地域自治センター構想であります。基本的な考え方として住民に身近な仕事を行い、地域振興や地域課題に対応する業務を行う。また地域協議会を置き、住民とともにまちづくりを進めるとともに、活動の拠点としていくという地域自治センター構想の基本的な考え方があります。

次に法律上の位置付けですが、期限を設けず新市の独自の制度として、設けたところであります。地域協議会については、条例に基づき設置をしたところであります。

続いて地域自治センターの機能であります。大きく分けて 3 つの機能があります。

最初に総合支所機能ということで、地域自治センターは身近な業務、施設の管理、住民活動の育成支援といった総合支所機能があります。

次に地域協議会が 2 つめの機能であります。地域の重要課題、住民と行政との役割分担をしながら共にまちづくりを進めるために地域協議会を設置したところであります。

3 つめの機能としては、まちづくりの活動拠点としての機能があります。イメージ図にもあるとおり、地域自治センターの中に、総合支所、地域協議会、まちづくりの活動拠点といった大きな機能があるわけでありまして。

6 地域協議会の概要と任務等について

(小宮山課長補佐)

私からは、地域協議会の概要と任務等についてということで、主に役割、任務等についてご説明させていただきたいと思っております。

1 の地域自治センターの 3 つの柱と地域協議会の 3 つの視点でございますが、ただ

いま課長から説明のありましたとおり、地域自治センターには3つの柱があるということでご認識をお願いしたいと思います。

左下の図のところですが、まず総合支所機能、本庁については本庁機能がございますので、総合支所ではございません。ただし、まちづくり活動拠点並びに地域協議会の機能を持っております。3つの柱があるということをお願いいたします。

次に地域協議会の3つの視点であります。まず合併に対する住民不安の解消という視点がございます。2番目に住民の自治意識の高揚と住民と行政との協働という視点がございます。最後に、地域の個性を生かし、地域のまとまりを大切にしながら、新上田市全体の発展を目指す分権型自治実現への体制づくりをしていくという視点がございます。この3つの視点によりまして、上田市には9つの地域協議会が誕生するわけであります。

上田市地域センター条例及び上田市地域協議会規則により、地域協議会の位置づけ等についてご説明申し上げます。上田市地域自治センター条例の方ご覧いただきたいと存じます。先程課長から説明のありましたとおり、合併をいたしまして3月6日即時施行しております。その時点での条例につきましては、第4条までを施行したということでありまして、第5条以下につきましては、地域協議会に関することでありまして、こちらにつきましては、6月議会へ上程いたしまして、7月1日から改正という格好になりました。主には第5条が地域協議会の設置について、第6条については任務等について、第8条については組織等について、9条については会長及び副会長について、10条については地域協議会の会議について、そして補則、附則として、附則の第2条については、施行時の委員の特例ということでありまして、以上がセンター条例の組み立てですが、先程申し上げました3つの柱が盛り込まれていることとございます。

続きまして、上田市地域協議会規則でございます。先程のセンター条例の市長が定めるといふ部分の規定によりまして、規則を作ったわけでございますが、第2条地域協議会の名称等ということとございます。9つの地域協議会でございますが、上田中央、西部、城南、神科・豊殿、塩田、川西、丸子、真田、武石ということとございます。対象地区につきましては、右側の列のとおりでございます。所管する自治センターにつきましては、最初の3つが自治振興課で担当いたします。神科・豊殿地域協議会につきましては、豊殿の地域自治センター、以下ご覧のとおりでございます。

第3条につきましては、地域協議会の対象地区に係る重要事項等ということと、実際に何を諮っていくのかということが書かれております。こちらにつきましては、資料2に基づきまして、ご説明申し上げます。

資料2にお戻りいただきたいと思います。地域協議会の役割と仕組みでございます。3つほどございます。(1)地域協議会は、地域住民等の意見や要望を集約して行政に反映させ、地域の重要事項の決定に意見を述べ、住民と行政との協働を進めながら住民

自治の充実を図っていきますということでございます。2番目といたしまして、協議会は、上田地域、丸子地域、真田地域、武石地域に複数置くことができるということでございます。3番目といたしまして、旧町村地域にそれぞれ1つの協議会を置いて旧市には公民館区域を単位といたしまして3つの地域協議会を設置するというところでスタートいたします。こちらにつきましては、下段にセンター条例に規定されております。(4)といたしまして、皆様の身分でございますけれども、上田市の非常勤特別職の身分でございます、自治法上は報酬を支給しなければならないということであります。2ページの地域協議会の対象区域ということで略図を載せてございますが、上田地域については、6つの地域協議会ということで、ご覧のとりの区域で設定しております。

続きまして3ページの4地域協議会の任務等ということでございます。3つほどございます。協議会は対象地区に係る事項について、市長その他の市の機関の求めに応じて審議します。市長その他の市の機関とは、他の行政機関ということで、教育委員会等があたります。

2番目といたしまして、協議会は、対象地区に係る事項について、市長等に対して自ら意見を述べるができるということでございます。3といたしまして、協議会は、対象地区に係る住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりについて調査を行いますということでございます。これにつきましては、センター条例第6条任務等というところでございます。(4)市長等は、対象地区に係る市の施策の重要事項を決定、変更しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聞きますということでございます。(5)といたしまして、市長等は(2)の規定により協議会からの意見の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、適切な措置を講じますということでございます。(4)(5)につきましては、市長の努力規定ということでございますので、ご理解をお願いいたします。関係条例は、第7条の部分でございます。

5といたしまして具体的審議事項等ということでございまして、実際にどういうものを諮っていくかというところでございます。(1)といたしまして、市長の諮問に応じて審議する事項ということで、主には2つございます。1つ目が、新市建設計画の変更に関する事項、2つ目が基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項でございます。3といたしまして、市長が特に必要と認めれば、諮問をして答申をいただいていくことになろうかと思えます。(2)といたしまして、諮問、答申によらずに協議会の意見を聞いていく事項ということでございまして、3つほどございます。1つめは、合併協定書の合意事項の見直しに関する事項でございます。2番目といたしまして、公共施設の設置、廃止に関する事項でございます。3番目といたしまして、地域振興事業基金の活用に関する事項でございます。4につきましては、特に必要と認める事項ということで、協議事項若しくは報告事項というような内容になろうかと思えます。

(3)といたしまして、住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりに関する

事項ということで、4ページに関係する条例・規則を載せてあります。

6 地域協議会の組織等ということで、(1)から(6)までございますが、当該地域に在住する団体から推薦された委員、学識を有する者などの個人依頼、公募により応募した者などの中から市長が選任し、20人以内で構成されます。今回もスタートは20人でございます。(2)といたしまして、任期は2年でございます。再任は可能でございますけれども、6年を超える場合につきましては、再任されません。(3)といたしまして委員選任は、地域住民の多様な意見が適切に反映されるよう選出団体に配慮しますということでございまして、別に基本指針がございます。女性の登用率につきましては、目標35パーセントということで、中央地域協議会につきましてもこれをクリアしております。(4)といたしまして、補欠委員の任期は、前任者の残任期間といたします。(5)といたしまして、最初に委嘱される委員の任期は、皆様へ今回辞令を交付させていただきましたけれども、20年3月31日までということでございますのでよろしくお願いいたします。(6)といたしまして、最初に委嘱される委員の在任期間は、2年とみなすということでございますので、皆様方の任期まで在任されると2年とみなすということでございます。

7の地域協議会の会長及び副会長でございます。(1)といたしまして、地域協議会に会長及び副会長を置きますということです。また、委員が互選します。互選の方法等につきましては、この後要綱として決していただくということになります。

(2)としたしまして、会長は、会務を総理し、地域協議会を代表します。次に、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代理するということでございます。以上3つの規定につきましては、条例の9条に盛り込んでございます。

続きまして8 地域協議会の会議でございます。1番目といたしまして、地域協議会の会議は、会長が招集し、議長となります。会長は、地域協議会の4分の1以上の委員から会議招集の請求がある場合、会議を招集しなければなりません。3番目といたしまして、会議は過半数の出席が必要となります。次に、会議の議事は、出席議員の過半数で決まりますが、可否同数の場合は会長が決することになります。ただいまの規定につきましては、センター条例第10条の第1項から4項に規定しております。

9 地域協議会の会議の公開と資料等の公表ですが、条例第10条第5項に規定がございます。各地域協議会の会議は、原則的には公開でございます。ただし、個人の情報など、情報公開条例に定める情報に関し審議する場合には、理由を明らかにした上で、会長が必要と認める場合は、地域協議会に諮り公開しないことができるという規定でございます。会議の開催につきましては、1週間前までに上田市のホームページ等に掲載いたします。1階の行政資料コーナー、各センター資料コーナーにも置きます。内容につきましては、記載のとおりでございます。会議概要録及び会議資料につきましても、非公開とされたものを除きまして、できる限り情報を提供していくということでございますのでよろしくお願いいたします。

次に10といたしまして、意見等反映の仕組みでございます。地域協議会でまとめられた答申書、協議事項で意見をお出しになる場合の意見書等につきましては、必要に応じ実施計画、または予算等に反映して、実施に移されますということで、図のとおりであります。

最後に11であります。上田市全体の発展のためにということで、今後の予定でございますが、年度末あたりになろうかと思えます。各地域協議会における共通事項の全体調整や情報の共有を図るため、それぞれの地域協議会の代表者等で構成される仮称でございますが、地域協議会連絡会議の設置を検討してまいりたいと思えます。

以上地域協議会の概要と任務等についてということで申し上げました。

(原沢自治振興課長)

ただいま説明申し上げましたが、何かご質問等ございましたらお出しいただきたいと思えます。

(委員)

資料2の3ページ4地域協議会の任務等の(1)「対象地区に係る事項」とあるが、例えば、JT跡地(利用)は隣接するが、地域協議会で意見を求めた、意見を聞く場合は、それなりに説明をしていただけるということによろしいでしょうか。

(原沢自治振興課長)

今具体的にお話があったわけですが、JTにつきましては、別に審議会が設定されて検討されております。JT専門の委員会がありますので、協議会へは諮問等の予定はありませんが、協議会として自ら意見を述べる部分で、協議会が必要と判断した場合は、意見を述べるができるということです。

また、内容によって、隣接地域が影響を受けるというようなものについては、対象となります。

(原沢自治振興課長)

他に質問等ございますでしょうか。

(委員)

資料2の1ページで、地域協議会の3つに柱のうち、まちづくりの活動拠点とは具体的にどういうことか。

(原沢自治振興課長)

地域自治センター構想の中で3つの柱を説明申し上げましたが、センターにつきましては、旧町村にそれぞれ1箇所センターがあります。旧上田市については、上田地域自治センターが統括しております。センターの活動拠点ということでもありますけれども、上田地域自治センターは本庁でございますが、地域住民の皆さんが身近なところでさまざまな活動を行う拠点施設と位置づけております。

(委員)

事務局体制は、自治振興課で進めていくことになると思うが、西部地区とすれば、公民館が地域の拠点となっているので、公民館主事はどういう位置づけになっているのか。

(原沢自治振興課長)

事務局は自治振興課ということで、旧市の中で、支所のない中央、西部、城南につきましては、私どもの管轄となりますが、公民館単位に地域協議会を設置することから、将来的には、公民館を主体とした活動体制も検討していく必要があると思っております。

(委員)

この地域について議論されるのだから、公民館主事が内容を把握していることも大切だと思う。

(原沢自治振興課長)

今後検討させていただきます。

(原沢自治振興課長)

ほかによろしいですか。

(委員)

資料2の2(1)「地域住民等の意見や要望を集約して行政に反映させ、地域の重要事項の決定に意見を述べ」とあるが、地域住民の意見が大多数、多数決といったらいいか、大多数の意見を代弁するものなのか、大多数の意見があっても協議会はそれに対して意見を述べていいのか、そのあたりがわからない。

(原沢自治振興課長)

条例で、「地域の重要事項の決定に市民の意見や要望を反映させるため、地域協議会を置く。」と規定している。市が地域に係る重要事項を決定する際は、協議会の意見を聞くこととなります。また上田西部地区について大きな視点でもって委員の皆さんでご議論をいただき、必要があれば、市の方へ意見を申し述べることができるというものでございます。

7 協議事項

(1) 上田西部地域協議会運営要綱の制定について

(原沢自治振興課長)

上田市地域自治センター条例第10条第1項でありますけれども、「会議は、会長が招集し、会長が議長となる。」という規定になっております。その前に会議の運営要綱の制定についてのご審議をお願いいたしまして、その後に正副会長の選任をお願いしたいと思います。会長が決定するまでの間を、上田地域自治センター長が仮議長として会議を進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(小林上田地域自治センター長)

それでは会長が選任されるまでの間、私の方で仮議長を務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは正副会長の選任を定める上田西部地域協議会運営要綱（案）の制定についてを議題といたします。事務局の方で説明をお願いいたします。

（原沢自治振興課長）

それでは資料3 上田西部地域協議会会議運営要綱（案）をご覧いただきたいと思っております。会議の運営要綱について定めた要綱でありまして、第1条は目的、第2条で正副会長の決め方、第3条で会長等の責務、第4条で会議の招集について定めてございます。第5条で欠席の場合の申し出を定め、第6条の補則では、この要綱に規定されていない事項が発生した場合には、協議会で話し合っ決めてるように規定されております。

なお、附則といたしまして、この要綱は本日お認めいただきましたら、本日より施行したいというものであります。以上であります。

（小林上田地域自治センター長）

ただいま事務局から運営要綱（案）について説明がございましたが、この要綱（案）等についてご質問等がございましたら、お出しいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（小林上田地域自治センター長）

無いようでございますので、よろしいですか。それでは、上田西部地域協議会会議運営要綱（案）を原案のとおり決定することにつきまして、賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

（小林上田地域自治センター長）

全員の方から挙手をしていただきましたので、案につきましては原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

（2）上田中央地域協議会会長及び副会長選出

（小林上田地域自治センター長）

続きまして正副会長の選出についてを議題とさせていただきます。選出の方法を事務局から説明をお願いいたします。

（原沢自治振興課長）

地域協議会は、先程説明の中でも申し上げましたとおり、市内で9つ設置をされるわけですが、それぞれ協議会ごとに運営要綱を定めまして、協議会の自主的判断のもとに運営がされていくものであります。

ただいま決定をしていただきました運営要綱第2条であります。会長及び副会長の互選の方法は、協議会で協議して定めとなっております。互選の方法でございますけれども、参考までに推薦、あるいは立候補、選考委員会による選考、投票、くじ

引き等が考えられますが、その方法についてご審議をお願いしたいと思いますのでお願いいたします。

(小林上田地域自治センター長)

ただいま事務局から説明がございましたが、説明の内容につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

(小林上田地域自治センター長)

よろしいですか。それでは事務局の方からいろいろな手法があるという説明がありましたが、西部地区としてどのような方法で選出をしたらいいのかご意見を出していただきたいと思います。

(委員)

事務局で腹案があれば出していただき、なければ選考委員会による選考でどうか。

(小林上田地域自治センター長)

事務局としてどの協議会においても、事務局案は持っておりません。あくまでも、委員の皆さんでお決めにいただきたいと考えています。

ただ今選考委員会という意見がございました。ほかにございますでしょうか。

(小林上田地域自治センター長)

無いようですが、選考委員会を委員の皆さんで立ち上げて選出をしていただくという手法について採決をとらせていただきます。賛成の皆さんの挙手をお願いします。

(小林上田地域自治センター長)

賛成多数でございます。選考委員会を設置させていただいて、ご決定をいただくということに決定いたしました。

それでは、選考委員をどのような方法で選ばせていただいたらよろしいか、お諮りいたします。

(委員)

委員さんの中で、自治会関連とか、商工会関連とか、5人くらいに絞っていただいて、事務局で決めていただいたらどうか。

(小林上田地域自治センター長)

それでは、少し時間をいただいて、事務局で選考委員を決めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔賛成〕

(小林上田地域自治センター長)

それでは、ご賛同いただいたということで、少し時間を頂戴したいと存じます。

〔休憩〕

(小林上田地域自治センター長)

再開します。小林貞巳様、西部地区自治連という立場でお願いします。中沢宮彦

様、塩尻地区自治連という立場でお願いします。丸山正一様、上田商工会議所ということをお願いをしたいと思います。森泉津や子様、民生児童委員という立場でお願いします。横沢孝子様、個人依頼委員ということをお願いします。以上5名の方で選考委員会ということで、その中で正副会長さんの選考をお願いします。

(小林上田地域自治センター長)

5名の選考委員さんと事務局で打ち合わせをさせていただきたいと思います。その間休憩ということをお願いいたします。

〔休憩〕

(小林上田地域自治センター長)

ただいま選考委員会を開催させていただきまして、小林委員さんが選考委員長ということで、お決めにいただきました。選考結果につきまして、小林委員さんから報告をお願いいたします。

(小林委員)

慎重審議をした結果、会長には、宮下正一様、副会長には、表祥子様をお願いすることになりましたのでさんを推薦いたします。よろしくをお願いします。

(小林上田地域自治センター長)

選考委員会で会長に、宮下正一様、副会長に、表祥子様をお願いすることでお決めにいただいたわけですが、もう一度皆様方の拍手でもって確認をさせていただきますがよろしいでしょうか。

〔拍手〕

(小林上田地域自治センター長)

ありがとうございました。宮下会長さん、表副会長さんよろしくをお願いします。

ここで、進行を正副会長さんいバトンタッチしたいと思います。しばらくの間、事務局と打ち合わせをお願いしたいと思いますので、しばらくの間休憩といたします。

〔休憩〕

(宮下会長)

会長という重責を担当することになりました。先ほど事務局から地域協議会の任務等に説明をいただいたわけですが、今後の上田市のまちづくりはいかに大事かということで、舵取りの一部を私どもで担当することとなりました。会長に推薦されまして大変身の引き締まる思いをしているわけでございます。皆さんお一人お一人の意見を出していただいて、そして上田市のために英知を出し合って西部協議会がより充実したものにそして、上田市政のサポーターになるような協議会にしていきたいと思

ますので、表副会長ともどもよろしくお願いいたします。

(表副会長)

副会長に選任されました表祥子と申します。会長さんを補佐して、会議がスムーズに進みますよう努力していきたいと思っておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

(原沢自治振興課長)

それでは、以後の進行を会長にお願いします。

(3) 上田市総合計画審議会委員の選出について

(宮下会長)

会長が議長ということに決まっているようですので、私の方で議事進行をさせていただきます。

協議事項の(3)総合計画審議委員の選出について、事務局から説明をお願いします。

(原沢自治振興課長)

新生上田市では、将来目指すべき都市の姿を示し、その実現に向けて総合的かつ機能的にまちづくりを進めていく指針となります第1次総合計画の策定に着手しております。

策定にあたりましては、各分野、各地域のご意見を反映していく方針でございます。

特に新上田市のスタートにふさわしいよりよい計画にするため、地域協議会からも委員を選出していただきたいということでありまして。

審議会設置の目的でございますが、総合計画これは基本構想、基本計画、国土利用計画この3つで成り立つものでありまして、これに関する重要事項について、市長の諮問に応じて、審議をしていただくこととなります。

委員の構成でございますが、60人以内で組織していくことになっております。内訳は、記載のとおりであります。全体会のほかに、7つの部会を設けてありまして、各部会とも10人程度で集中的に議論をしていただくこととなります。

委員の選出にあたりましては、各分野に女性の進出を促すという意味もありまして、定員の35パーセント以上を目標に掲げております。女性の登用についてご配慮いただければと思います。

部会につきましては、全体のバランス等考慮しまして、この西部地域協議会におきましては、市民生活環境部会に所属していただく委員さんをお一人選出をしていただきたいと思いますということでございます。

検討していただく主な内容でございますが、審議会への諮問は、基本構想、基本計画、国土利用計画であります。計画期間は、新市建設計画と整合を図るため、基本構想の目標年度を平成27年度、基本計画の目標年度を平成23年度としまして、平成19年9月議会への上程に向けて進めていくこととなります。

この審議会とは別に、市内9地域ごとに新設の地域協議会には、総合計画と整合を

図りながら地域まちづくり方針について諮問する予定となっております。

スケジュールでありますけれども、9月25日にすでに第1回の総合計画審議会、全体会と部会が開催されております。委員の任期でございますけれども、諮問に係る審議が終了したときまでとなりますので、来年9月議会に上程を予定しておりますので、その前8月ころまでとなりますがよろしく願いいたします。

その他といたしましては、報酬につきましては、市の条例に基づきお支払いすることとなります。

以上総合計画審議会の委員の選出について申し上げます。よろしくお願いいたします。

(宮下会長)

ただいまご説明いただきましたとおり、当協議会からは市民生活環境部会のメンバーとしてお一人選出をお願いしたいということでございます。推薦についてお諮りをするわけでありまして。推薦の方法について、事務局で何かございますでしょうか。

(原沢自治振興課長)

特に腹案等はございませんので、委員の皆さんの推薦をいただいて、お決めいただければと思います。

(宮下会長)

市民生活環境部会ということで、大変重要なものがあると思いますが、どなたかお願いいたします。

(委員)

今回求めているのは、男性か女性かどちらを求めているのか。

(原沢自治振興課長)

できましたら、女性の委員さんをお願いしたいと思います。

(宮下会長)

できれば女性ということではありますが、すでに男性の委員が選出されているので、女性の委員を選出したらどうかと思います。

(委員)

環境とか生活といった内容なので、野口委員がどうかと思います。

(委員)

市民生活環境部会のみに出席するというのでしょうか。

(原沢自治振興課長)

部会を中心として出席いただくわけですが、部会の報告が行われる全体会はその合間に行われることとなります。

(委員)

行財政部会からは、どうなりますか。

(小林上田地域自治センター長)

総合計画審議会の委員の方は、全体で60人を選出します。今日お語りしているように地域協議会からそれぞれ一名ずつ9人選ばれることとなります。合わせまして全体で60人ということとなります。総合計画の審議会の全体会ということで、それぞれの部会があるわけでありまして、それぞれの委員さんには部会に入っていただくということでございまして、今回は市民生活環境部会へお願いをしたい。それぞれの委員の皆さんは、大変お忙しいということもございまして、全体会と部会をできるだけ同日に開催することで進んでおります。第1回は、全体会を全員の皆さんで開催した後、部会ごとに分かれて審議をしていただくという格好になります。したがって、審議いただく内容は、部会の関係が主な項目でございまして、全体会の中では、それぞれの部会長さんから報告をしていただくこととなります。全体会の中では、自分の管轄以外の部分で特にご意見等があればお出しをいただくわけですが、部会の中でそれぞれ取りまとめをしていただいておりますので、全体会の中でそういったことはそれほどないのかというふうにご理解をお願いいたします。

(委員)

よくわからないので、一考させて欲しいのですが。

(小林上田地域自治センター長)

部会の中で検討する内容は、資料等事務局で用意させていただきこととなります。それに基づいて、委員の皆さんにご意見を出していただき、部会長さんにとりまとめをしていただくこととなります。これまで活動してきた経験ですとか、地域的に思っていることなどを部会の中でご発言いただき、部会の中で活動いただくのが、主な任務となるということでございます。

(宮下会長)

野口委員という意見が多かったわけですが、どうでしょうか。

〔拍手〕

(宮下会長)

当協議会の推薦ということで、野口様に今回の市民生活環境部会のメンバーになっていただくということで、ご承認をいただきました。ありがとうございました。

(4) 次回会議の開催と今後の日程について

(宮下会長)

次の議題に移らせていただきます。次回会議と今後の日程についてであります、事務局から説明をお願いします。

(原沢自治振興課長)

次回以降の会議でございますが、本日は初回ということで、平日の昼間に設定をさせていただきます。次回以降について、皆さんのご意見をいただく中で、午前、午

後、夜の時間帯が考えられるわけですが、ご意見をお伺いしたいと思います。
次回は、1月後くらいになるかと思いますが、検討をお願いいたします。

(宮下会長)

皆さんそれぞれ毎日毎日の中で、お仕事をいただいているわけでありませうけれども、11月に開催をしたいという意向であります。そこで、全員がこの日がいいという日は難しいと思いますが、昼間やっているのでしょうか、夜やっているのでしょうか。

(原沢自治振興課長)

特に決めはございませんので、それぞれの地域協議会ごとに皆さんが都合できる時間帯をご検討いただければと思います。

(宮下会長)

皆様方のご都合をお聞きしたいと思います。11月の初旬に開催したいと思いますか、いかがでしょうか。

(宮下会長)

場所はここでいいですね。

(原沢自治振興課長)

場所も検討いただきたいわけですが、この場所であれば、対応させていただきます。

(宮下会長)

特別なことがない限り、この場所で固定したいと思いますので、お願いします。

(委員)

次回の日程は、会長さんと副会長さんでお決めいただくということで、いかがでしょうか。

(宮下会長)

それでは、11月6日の夜7時半からこの場所ということで、決定したいと思いますのでよろしく願いいたします。改めて通知は、出していただけられるのでしょうか。

(原沢自治振興課長)

資料といっしょに通知も送付申し上げます。

(宮下会長)

できるだけ早く出しただいて、資料にもお目通しをいただきたいと思います。

(5) その他

〔特になし〕

8 その他

(1) 今後の日程について

(原沢自治振興課長)

今後の会議がどのように進んでいくのかということでありまして、総合計画の地域計画について諮問される予定となっております。そのほか市の方から、地域協議会に諮る議題が出てくれば、審議をお願いすることとなります。新市建設計画を主体として総合計画が策定されるわけですが、新市建設計画の勉強会を行うといったことも考えられます。

協議会の委員名簿の件ですが、名簿につきましては、氏名と自治会名を広報あるいはホームページへ掲載し、公開していくことを考えておりますので、委員の皆様の御了解をいただければ、公開していきたいと思っております。

今後会議の中で、要点をまとめた会議録を作るわけですが、会議録の中でどの委員がどのような内容の発言をしたか公開していくわけですが、御協議をお願いいたします。

(宮下会長)

ただいまの説明について、ご意見等あればお願いします。

(委員)

会議録についてですが、委員名を公開すると、活発な意見が出なくなってしまうので、できれば会議録の方は、だれという部分はできれば省いていただきたいと思っております。

総合計画の審議会では、だれがという部分は出さないことになっているが、地域協議会が出すということでは、同じ審議会なのに情報公開の部分は一本化していないように思うがどうか。

(原沢自治振興課長)

ほかの協議会の状況も見ながら、調整させていただきと思っております。

(宮下会長)

本日予定した会議は以上で終了とさせていただきます。これから大変お世話になりますが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。